

～制度改正等のお知らせ～

下限面積要件の廃止について

令和5年4月1日より農地法が改正され、農地の取得や貸借する際の許可要件の1つである下限面積要件が廃止されました。

なお、この下限面積要件以外の下記の許可要件は4月1日以降も存続します。

1. 全部効率利用要件

農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作すると認められること。

※この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族等をいいます。

2. 農作業常時従事要件

農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、その取得後において行う耕作に必要な常時従事（原則年間150日以上）すると認められること。

3. 地域との調和要件

権利取得後において行う耕作の内容及び農地の位置・規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないこと。

4. 農地所有適格法人要件（法人が申請する場合）

法人が農地の権利を取得する場合は、農地所有適格法人であること。（農地所有適格法人以外の法人は解除条件付き貸借のみ可能）

※（注意）農地を農地として耕作する場合のみが許可の対象となります。また、農地を農地以外（住宅、駐車場、資材置場など）として使用するような場合には、農地転用の申請と許可が必要となります。

